

改正後	現 行
<p>(40) 地域との連携等(基準第 51 条)</p>	<p>い旨を規定したものである。</p> <p>(39) 苦情解決(基準第 50 条)</p> <p>① 基準第 50 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第 2 項は、苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>③ 同条第 5 項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(40) 地域との連携等(基準第 51 条)</p> <p>① 基準第 51 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等</p>

改正後	現 行
<p>② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、<u>地域生活支援事業における障害児等療育支援事業や地域障害児支援体制強化事業等を想定している。</u></p> <p>(41) 事故発生時の対応(基準第52条)</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、<u>(30の2)の安全計画の策定等とあわせて、</u>障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(略)</p>	<p>との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、<u>地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。</u></p> <p>(41) 事故発生時の対応(基準第52条)</p> <p>障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。</p> <p>なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用で</p>

改正後	現 行
<p>(42) 会計の区分(基準第 53 条)</p> <p>基準第 53 条は、指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援ごとに事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(43) 記録の整備(基準第 54 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第 54 条第 2 項により、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該指定児童発達支援を提供した日から、5 年以上保存しておかなければならないこととしたものである。</p>	<p>きるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>② 指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(42) 会計の区分(基準第 53 条)</p> <p>基準第 53 条は、指定児童発達支援事業者は、<u>当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(43) 記録の整備(基準第 54 条)</p> <p>指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第 54 条第 2 項により、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該指定児童発達支援を提供した日から、<u>少なくとも 5 年以上</u>保存しておかなければならないこととしたものである。</p> <p>① 児童発達支援に関する記録</p> <p>ア 基準第 21 条第 1 項に規定する提供した指定児童発達支援に係</p>

改正後	現 行
<p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準(基準第 54 条の 2)</p> <p>児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。第 54 条の 10 において同じ。)</u>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(削る)</p>	<p>る必要な事項の提供の記録</p> <p>イ 児童発達支援計画</p> <p>ウ 基準第 44 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 基準第 50 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 基準第 52 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>② 基準第 35 条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準(基準第 54 条の 2)</p> <p>児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。第 54 条の 10 において同じ。)<u>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p><u>なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施につい</u></p>

改正後	現 行
<p>(2) 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 (基準第 54 条の 3)</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、共生型児童発達支援を</p>	<p><u>て」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修(1 児童発達支援管理責任者に関する講義を除く。)</u>の受講を促し、<u>研修修了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</u></p> <p>② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 (基準第 54 条の 3)</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第 54 条の 11 において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項又は指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、共生型児童発達支援を</p>

改正後	現行
<p>受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」<u>(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。)</u>に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」<u>(平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>に基づき実施される「児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」<u>(平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>に基づき実施される「相談支援従業者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(基準第 54 条の 4)</p>	<p>受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(基準第 54 条の 4)</p>

改正後	現 行
<p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)<u>又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第 93 条の 2 に規定する共生型生活介護、指定障害福祉サービス等基準第 162 条の 2 に規定する共生型自立訓練</p>	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第 54 条の 12 において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)<u>又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)</u>第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)<u>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)<u>又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u></p>

改正後	現行
<p>(機能訓練)若しくは指定障害福祉サービス等基準第 171 条の 2 に規定する共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援若しくは基準第 71 条の 2 に規定する共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限とし、29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 8 項に規定する「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 7 項に規定する「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18 人)以下とすること。</p>	<p>(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「<u>指定障害福祉サービス等基準</u>」という。)第 93 条の 2 に規定する共生型生活介護、指定障害福祉サービス等基準第 162 条の 2 に規定する共生型自立訓練(機能訓練)若しくは指定障害福祉サービス等基準第 171 条の 2 に規定する共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援若しくは基準第 71 条の 2 に規定する共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限とし、29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 8 項に規定する「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 7 項に規定する「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18 人)以下とすること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居</p>

改正後	現 行
<p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p>	<p>宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち、指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項若しくは第 171 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービス(以下「通いサービス」という。)の利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適度な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p>

改正後	現行
<p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、<u>児童発達支援管理責任者</u>に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「<u>児童発達支援管理基礎研修</u>」及び「<u>相談支援従事者初任者研修(講義部分)</u>」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p>	<p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「<u>サービス管理責任者研修事業の実施について</u>」に基づき実施される「<u>児童発達支援管理責任者研修</u>」及び「<u>相談支援従事者研修事業の実施について</u>」に基づき実施される「<u>相談支援従事者初任者研修(講義部分)</u>」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(4) 設備について</p> <p>指定生活介護事業所、指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等(以下「指定生活介護事業所等」という。)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付の対象となる障害者(以下「障害者」という。)及び介護保険法に基づく介護給付の対象となる要介護者(以下「要介護者」という。)に同</p>

改正後	現 行
	<p>じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>(5) 準用</p> <p>① 基準第 54 条の 5 より、第 4 条、第 7 条、第 8 条及び前節(第 11 条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第 3 の 1 の(3)、3 の(2)から(43)までを参照されたい。</p> <p>② ①で準用される基準第 27 条で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>③ ①で準用される基準第 37 条第 4 号及び第 39 条については、第 3 の 3 の(29)のとおり取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p>

改正後	現 行
	<p>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。</p> <p>(6) その他の共生型サービスについて 高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス(例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用しているもの <p>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</p> <p>(7) その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p>このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障</p>

改正後	現 行
<p>5 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第 54 条の 6)</p> <p>① 児童指導員又は保育士</p> <p>基準該当児童発達支援事業所に置くべき児童指導員又は保育士については、指定児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。以下 5 において同じ。)と同趣旨であるので、第 3 の 1 の(1)の①を参照されたい。</p> <p>(削る)</p>	<p>害者及び要介護者に分けて提供する場合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。</p> <p>5 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第 54 条の 6)</p> <p>① 児童指導員又は保育士</p> <p>基準該当児童発達支援事業所に置くべき児童指導員又は保育士については、指定児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。以下 5 において同じ。)と同趣旨であるので、第 3 の 1 の(1)の①を参照されたい。</p> <p><u>令和 3 年 4 月 1 日時点において、現に基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、基準第 54 条の 6 第 1 項の員数に加えることができるものとする。</u></p> <p>② 児童発達支援管理責任者</p> <p>児童発達支援管理責任者については、指定児童発達支援の場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当児童発達支援の他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。</p> <p>③ 基準該当児童発達支援の単位</p> <p>基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の 1 の(1)の⑦を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 設備(基準第 54 条の 7)</p> <p>「<u>発達支援室</u>」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも<u>支援</u>を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。</p> <p>(4) 準用(基準第 54 条の 9)</p> <p>基準第 54 条の 9 により、第 4 条、第 7 条及び第 4 節(第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の(3)、3 の(2)から(12)まで((12)の①<u>を除く。</u>)、(14)から(19)まで((14)の①<u>を除く。</u>)、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(43)まで((40)の②を除く。)を参照されたい。</p> <p>(5) 指定生活介護事業所に関する特例(基準第 54 条の 10)</p> <p>指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を</p>	<p>(2) 設備(基準第 54 条の 7)</p> <p>「<u>指導訓練室</u>」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも<u>訓練等</u>を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。</p> <p>(3) 利用定員(基準第 54 条の 8)</p> <p>基準該当児童発達支援の利用定員については、指定児童発達支援の場合と同趣旨であるので、第三の 3 の(1)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用(基準第 54 条の 9)</p> <p>基準第 54 条の 9 により、第 4 条、第 7 条及び第 4 節(第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の(3)、3 の(2)から(12)まで((12)の①<u>は除く。</u>)、(14)から(19)まで((14)の①<u>は除く。</u>)、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(43)まで((40)の②を除く。)を参照されたい。</p> <p>(5) 指定生活介護事業所に関する特例(基準第 54 条の 10)</p> <p>指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を</p>

改正後	現 行
<p>受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(削る)</p> <p>(6) 指定通所介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の 11)</p> <p>介護保険法による指定通所介護事業所等が(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる</p>	<p>受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p><u>なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修(1 児童発達支援管理責任者に関する講義を除く。)の受講を促し、研修修了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</u></p> <p>② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(6) 指定通所介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の 11)</p> <p>介護保険法による指定通所介護事業所等が(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる</p>

改正後	現行
<p>数以上であること。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、<u>児童発達支援管理責任者告示</u>に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「<u>児童発達支援管理基礎研修</u>」及び「<u>相談支援従事者初任者研修(講義部分)</u>」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の 12)</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所を</p>	<p>数以上であること。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「<u>サービス管理責任者研修事業の実施について</u>」に基づき実施される「<u>児童発達支援管理責任者研修</u>」及び「<u>相談支援従事者研修事業の実施について</u>」に基づき実施される「<u>相談支援従事者初任者研修(講義部分)</u>」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の 12)</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所を</p>

改正後	現行
<p>いう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。))又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。</p>	<p>いう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)</u>第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。))又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の</p>

改正後	現 行
<p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通い</p>	<p>数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人</p> <p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人</p> <p>ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適度な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通</p>

改正後	現行
<p>サービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、<u>児童発達支援管理責任者告示</u>に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p>	<p>いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、<u>「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」</u>に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に<u>「サービス管理責任者研修事業の実施について」</u>に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び<u>「相談支援従事者研修事業の実施について」</u>に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	現 行
<p>第四 <u>削除</u></p>	<p>第四 <u>指定医療型児童発達支援</u></p> <p>1 <u>人員に関する基準</u></p> <p><u>基準第 56 条は、設備運営基準第 69 条において医療型児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定医療型児童発達支援事業所の指定医療型児童発達支援の提供にあたり規定したものである。</u></p> <p><u>基準第 56 条第 3 項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</u></p> <p>2 <u>設備に関する基準</u></p> <p><u>基準第 58 条第 3 項は、同条第 1 項第 1 号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</u></p> <p>3 <u>運営に関する基準</u></p> <p>(1) <u>利用定員(基準第 59 条)</u></p> <p><u>指定医療型児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。</u></p> <p>(2) <u>通所利用者負担額の受領(基準第 60 条)</u></p> <p>① <u>通所利用者負担額の受領</u></p> <p><u>指定児童発達支援の規定と同趣旨であるため、第 3 の 3 の(12)の①を参照されたい。</u></p> <p>② <u>法定代理受領を行わない場合</u></p> <p><u>同条第 2 項は、指定医療型児童発達支援事業者は法第 24 条の 3 第 8 項に規定する法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額の</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>ほか、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払いを受けるものとする</u>こととしたものである。</p> <p>③ <u>その他受領が可能な費用の範囲</u> 同条第3項は、<u>指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</u></p> <p>(I) <u>食事の提供に要する費用</u> (II) <u>日用品費</u> (III) <u>日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</u> <u>なお、(III)の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</u></p> <p>④ <u>領収証の交付</u> 同条第5項は、<u>同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとした</u>ものである。</p> <p>⑤ <u>通所給付決定保護者の同意</u> 同条第6項は、<u>同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとした</u>ものである。</p>

改正後	現 行
	<p>(3) <u>障害児通所給付費の額に係る通知等(基準第 61 条)</u></p> <p>① <u>通所給付決定保護者への通知</u></p> <p><u>基準第 61 条第 1 項は、指定医療型児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知することとしたものである。</u></p> <p>② <u>サービス提供証明書の交付</u></p> <p><u>同条第 2 項は、基準第 60 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費又は肢体不自由児医療費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(4) <u>通所給付決定保護者に関する市町村への通知(基準第 62 条)</u></p> <p><u>法第 57 条の 2 の規定により、市町村は偽りその他不正な手段により障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定医療型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の適正支給の観点から、遅滞なく指定医療型児童発達支援事業者から市町村に意見を付して通知しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(5) <u>運営規程(基準第 63 条)</u></p> <p><u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第 3 の 3 の(26)の①</u></p>

改正後	現 行
<p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員(基準第 69 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領(基準第 70 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(12)を参照されたい。</p> <p>(3) 準用(基準第 71 条)</p>	<p>から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</p> <p>(6) 準用(基準第 64 条)</p> <p><u>基準第 64 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 26 条(第 4 項及び第 5 項を除く。)から第 34 条まで、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで、第 43 条から第 47 条まで、第 48 条第 1 項、第 49 条から第 52 条まで及び第 54 条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業に準用されるものであることから、第 3 の 3 の(2)から(11)まで、(13)、(15)から(23)まで、(25)、(27)から(31)まで、(33)から(41)まで及び(43)を参照されたい。</u></p> <p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の(1)及び(3)を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員(基準第 69 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領(基準第 70 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(12)を参照されたい。</p> <p>(3) 準用(基準第 71 条)</p>